

# 本紙11月号掲載内容の追加・変更

問い合わせ先 保険年金課 ☎32-2071

## 追加 後期高齢者医療制度の保険料の納付方法 (本紙11月号8ページ)

● 平成20年4月1日から後期高齢者医療制度の被保険者になる人で、年金受給額が年額18万円以上であり、かつ介護保険料と後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金から天引き) 予定額の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない人のうち、3月31日時点で被用者保険\*に加入されていた人についての特別徴収は、10月に開始となります。9月末までの保険料は、口座振替または津山市指定の金融機関窓口での納付方法をお願いします。

また、被用者保険の被扶養者であった人は、4月から9月末までの間は保険料の賦課はありません。10月からは保険料(平成20年度については9割部分を減額)の納付をお願いします。

\*被用者保険:健康保険のうち、国民健康保険(国民健康保険組合を含む)以外の保険

● 後期高齢者医療制度加入者のうち、市県民税や固定資産税、国保料などについて口座振替されている人についても、新たに口座振替の手続きが必要となります。口座振替手続きの受付開始日を決定次第、本紙と市ホームページでお知らせします。

## 変更 国民健康保険料の特別徴収の開始日 (本紙11月号10ページ)

特別徴収(年金から天引き)の開始日を平成20年4月1日としていましたが、10月1日に変更になりました。これは後期高齢者医療制度開始に伴い各種の変更・追加が実施されることが決定されたことにより、準備期間が必要となったためです。

平成20年度特別徴収の該当となる世帯については、納期限が9月末までの保険料は、これまでどおり口座振替または津山市指定の金融機関窓口での納付をお願いします。



# 支所

11月11日、久米総合文化運動公園グラウンドで「第25回ふれあい広場津山市久米地域市民運動会」を開催しました。

「やる気 元気の西のまち 久米」をスローガンに、小学生親子による大玉ころがしリレーや高齢者競技の玉入れ、地区対抗の綱引きなど、多彩な演技・競技に地域住民約2,500人がさわやかな汗を流しました。また、隣接の久米公民館では文化協会などによる作品展も開かれました。



久米地域市民運動会  
さわやかな汗が光る

# だより



11月11日、「第36回秋季阿波ふるさと祭り」が開催され、約3,000人の来場者でにぎわいました。メイン会場の阿波ふるさとふれあい会館では、飲食コーナーや野菜の特売が大好評。また、多彩なステージイベントや餅投げ大会も行われました。第2会場の阿波森林公園では、子どもたちのニジマス釣りコーナーもあり、来場者は、それぞれの「もえぎの里」の秋を満喫しました。

阿波ふるさと祭り  
もえぎの里の秋を満喫!

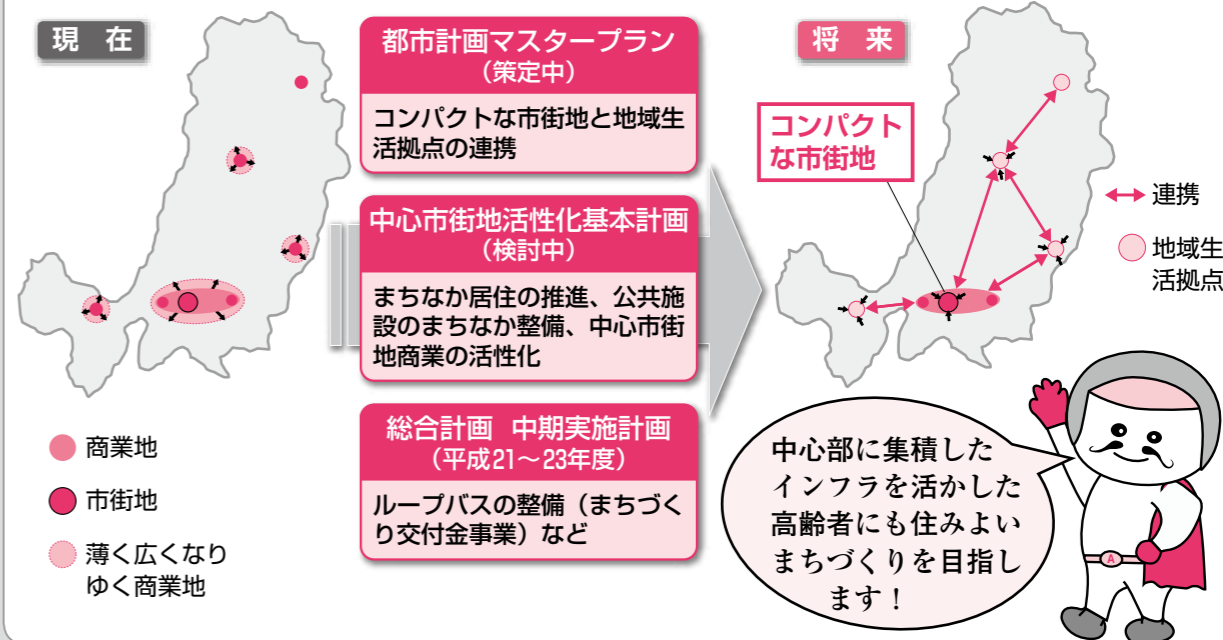
津山市の新しいまちづくりをシリーズでお伝えする

# まちプロ

まちづくり ☎32-2169 (再開発)  
プロジェクト推進室 ☎32-2059 (ごみ)



## 少子高齢化の進行・人口減少の始まり...これからのまちづくりは 再開発



## 新クリーンセンター 一部事務組合の設立に向けて協議中

